

(平成26年6月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年7月9日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を33万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年7月9日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、賞与に係る記録が無く、申立期間②については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金の給付額に反映されない記録となっていることが分かった。

申立期間①及び②に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された平成19年7月分に係る賞与明細一覧表及び申立人から提出された賞与振込口座の取引明細証明書から判断すると、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の賞与明細一覧表に記されている申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、33万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を失念していたとして申立期間②に係る標準賞与額の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、前述の取引明細証明書を見ると、申立人が主張する平成18年12月8日にA社から3万円の入金があったことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された平成18年12月分に係る賞与明細一覧表を見ると、申立人の氏名は見当たらない上、同社の元事業主及び元役員は、「勤続期間が半年以上の正社員には賞与、半年未満の正社員には寸志をそれぞれ支給していた。寸志については、厚生年金保険料を控除していなかった。」旨回答している。

また、申立期間①と時期は異なるものの、A社に入社後、最初の賞与支給日に寸志を支給されたとする元従業員は、「当時の総務担当者から、入社して最初に支給される賞与は寸志であると説明を受けた。寸志は3万円か4万円の端数の無い額だったので、当該寸志から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

これらのことから判断すると、平成18年10月26日にA社に入社したとする申立人について、前述の同年12月8日付けの同社からの入金は、寸志として支給されたものと推認され、厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、C社及び同社の関連会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社において継続して勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてC社及び同社の関連会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、C社は昭和38年11月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人及び複数の元同僚が、「C社が閉店することになり、A社に転勤となった。」旨陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は資料が無く不明としており、このほかにこれを確認でき

る関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社B事業所（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和43年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月25日から同年11月25日まで
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された経歴表、申立人から提出された感謝状及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（A社本社からA社本社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「申立人については、経歴表等から、A社本社B事業所における資格取得日を昭和43年10月25日と届出するべきものを誤って同年11月25日と届出したと考えられる。」旨回答していることから判断すると、申立人のA社本社B事業所における資格取得日を昭和43年10月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社B事業所における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日を誤って社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14857

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月30日から同年12月1日まで
年金事務所からのお知らせ文書を受けて、申立期間の記録が無いことが分かった。

私は、昭和35年3月2日にB業務会社であったA社に入社し、その後、C業務会社のD社に異動したが、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員及び申立人の陳述内容から判断すると、申立人がA社及びD社に継続して勤務し（昭和35年12月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和35年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月15日まで

年金記録確認第三者委員会からA社の同僚に係る文書照会があったことから、年金事務所に私の被保険者記録を照会したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無いと回答された。

しかし、私は、C社に入社後、同社D支店がA社に吸収合併され、C社D支店の全従業員とともにA社に異動したが、申立期間においては、昭和39年4月1日付けのほか、同社発令の複数の辞令書を所持しており、同社には退職するまで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の陳述、申立人から提出された辞令書及び同僚から提出されたA社の慰安旅行の写真から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（C社D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和40年3月21日と記されているところ、i) B社の担当者が、申立人が所属していたC社D支店は、39年4月頃にA社に吸収合併されたと陳述していること、ii) 申立人と同様に申立期間が未加入期間となっている複数の同僚が、当該期間は同社に勤務し、同社か

ら給与が支給されていたと陳述していること、iii) 申立人が、同年4月1日付けで同社から交付された辞令書を所持していることから判断すると、同社における被保険者資格の取得日を40年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月21日から同年9月21日まで

申立期間について、年金事務所の標準報酬月額記録は、交通費を含まない報酬額に見合う記録となっている。

そこで、当時の給料支払明細書を見たところ、交通費欄には金額が記載されておらず、支給額は交通費を含まない額が記載されていたが、厚生年金保険料控除欄には交通費を加えた支給額に見合う控除額が記載されていた。

現在記録されている標準報酬月額について、交通費を加えた実際の支給額及び保険料控除額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険受給資格者証に記されているA社における離職時賃金日額を基に算出した離職日直前6か月間の賃金総額は、申立人から提出された同社発行の離職直前6か月間の各月の給料支払明細書に記されている給与額を合計した額を上回っているところ、この差額は、申立人の当時の自宅から同社までの1か月分に相当する定期代の6か月分とほぼ一致する。

また、A社における申立期間当時の同僚は、「当時、1か月の定期券代が会社から交通費として支払われていた。」旨陳述している上、別の同僚から提出された平成11年9月20日を給与締め日とする同社発行の同年9月支給の給料支払明細書には、同人の陳述どおりの交通費が記載されている。

さらに、オンライン記録において、A社の申立期間当時の被保険者について

標準報酬月額が多数確認できるところ、申立期間当時に同社の経理及び社会保険事務を担当していたとする同僚は、当時、事務に不慣れであったと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から交通費を含む給与の支給を受け、当該支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人及び同僚から提出された給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の申立期間当時における複数の事業主からは、いずれも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B工場。現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月28日から同年4月1日まで
年金の請求のため年金事務所に出向いたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間当時に、A社B工場から同社D工場に異動したが、同社には継続して勤務していたので、申立期間について、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社提出の社員名簿の写し、辞令交付簿の写し及び同社の事業主の陳述から、申立人が申立期間もA社（B工場）に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B工場）における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と主張しているが、申立人の資格喪失日を昭和49年4月1日と届出をすべきところ、誤って同年3月28日と届け出たと回答していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において、B業務社員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が有るので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社のB業務社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主から回答を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社のB業務社員に係る厚生年金保険の取扱いについて、同社の元取締役は、「申立期間当時、B業務社員は出入りが多く、入社と同時に加入手続をしないで、歩合給が安定して支給されてきた状況を見計らってから、加入手続を行っていた。」旨陳述しており、申立人が申立期間当時の同僚として姓を挙げた元同僚も、「B業務社員には、数か月間の試用期間が有り、その間の給与から厚生年金保険料の控除は無かった。」旨陳述している。

さらに、A社において、申立期間に経理事務を担当していたとする元従業員は、「B業務社員には試用期間が有り、入社と同時に厚生年金保険に加入することは無く、数か月経過後に加入手続を行っていた。私は、厚生年金保険に加入している者の控除額をそれぞれ毎月必ず確認し、社会保険事務所（当時）

に保険料を納付していたことから、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。